

事業計画（宮城県利府町）

1. 学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

（i）公立学校

<利府町立学校>

東日本大震災により被災した町立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の9校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる9校について、平成23年度内の事業着手、復旧完了を目標とする。

<県立学校>

利府町に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の2校については、比較的軽微な被害に留まるので、平成23年度内の事業着手、復旧完了を目標とする。

（ii）私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の2校については、比較的軽微な被害にとどまるため、平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。

②公立社会教育施設

<利府町立社会体育施設>

東日本大震災により被災した利府町立社会体育施設のうち、公立社会体育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の2施設について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる2施設のうちの利府総合体育館については、平成23年度の事業着手、同年度内の復旧完了を目標とする。また、利府町屋内温水プールは、震災の被害に加えて、機械設備等の耐用年数の経過により老朽化が著しく、施設の維持管理も含めた総合的な検討が必要であるために、本町の復興計画等を踏まえて、計画的に進める。

<県立社会教育施設>

利府町に所在する社会教育施設のうち、東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の1施設について、以下のとおり早期復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害にとどまる宮城県民の森中央記念館については、平成23年度に事業着手、平成24年6月末までの復旧完了を目標とする。

<県立社会体育施設>

利府町に所在する社会体育施設が東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の宮城県総合運動場と宮城県サッカー場について、甚大な被害であったため、平成23年度から事業を着手し、平成24年度内の復旧完了を目標とする。

2. 土砂災害対策

- ①本年8月末までに、町内約110箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約5箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）

- ②最大震度6弱を観測した利府町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、本年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

3. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（15千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年6月までに仮置場へ概ね搬入した。今後はその他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成24年3月までを目途に完了させる。なお、11月8日現在、全ての災害廃棄物の55%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成24年1月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(宮城県利府町)

	H23				H24				H25				H26以降	
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
下水道対策	※宮城県流域下水道(仙塩浄化センター)に記載													
1. 学校施設等														
幼稚園・ 小中高 学校等	<市立学校>													
	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧												
	<県立学校>													
	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧												
	<私立学校>													
	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧												
公立社会教育施設(公立社会体育)	<町立社会体育施設>													
	比較的軽微な被害に留まる社会体育施設の復旧(利府町総合体育館)	施設の本格復旧												
	総合的な検討が必要となる社会体育施設の復旧(利府町屋内温水プール)	施設の本格復旧												

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
施設・公立文化施設を含む) <県立社会教育施設>(県立社会体育施設を含む)	比較的軽微な被害に留まる施設の復旧				施設の本格復旧								
	甚大な被害を受けた施設の復旧				施設の本格復旧								
2. 土砂災害対策	土砂災害危険箇所の点検等												
	(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用												
3. 災害廃棄物の処理	→ (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)												
	→ (その他の災害廃棄物)												
	→ (中間処理・最終処分)												
	→ (木くず、コンクリートくずの再生利用)												